

審 査 基 準

令和7年3月31日作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第28条第5項
処 分 の 概 要：質契約の終了行為を行う場所の承認
原権者（委任先）：山口県公安委員会
法 令 の 定 め： <ul style="list-style-type: none">・ 質屋営業法第4条第2項、第3項（営業内容の変更）・ 質屋営業法第9条（許可証の返納）・ 質屋営業法第28条第1項、第2項、第3項（質置主の保護）・ 質屋営業法施行規則第1条（申請及び届出の一般的手続）・ 質屋営業法施行規則第6条（廃業の届出）・ 質屋営業法施行規則第10条（死亡の届出）・ 質屋営業法施行規則第14条の2（許可証の返納）
審 査 基 準： <p>質契約を終了させるために必要な行為を行う場所が、質置主の保護の観点から不適當でないと認められる場所であるときに承認する。</p>
標 準 処 理 期 間：25日
申 請 先：営業所の所在地の所轄警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課（係）
備 考：